

平成 30 年第 1 回定例会 産業労働常任委員会

平成 30 年 3 月 2 日

亀井委員

障害者雇用の促進について何点かお尋ねしたいと思います。

昨年 4 月に障害者就労相談センターの機能の見直しなどで、障害者雇用促進センターをスタートさせたということは承知をしておりますが、まずその機能を見直した際の基本的な考え方について確認したいと思います。

雇用対策課長

障害者就労相談センターでは、平成 7 年の設置以降、障害者の方に対する就労支援に取り組んできましたが、近年障害者総合支援法などで制度が整備され、障害者の方への就労支援を行う機関が大幅に増加してまいりました。しかしながら、障害者を雇用する企業に対して支援を行う機関が少なく、また就労支援機関に対して支援を行う機関が十分ではないという状況がございます。

そうした中、県内の民間企業の障害者雇用率は法定雇用率を下回っている状況でございまして、特に中小企業の取組が進んでいないということで、障害者雇用の促進していく上で、中小企業における雇用の促進に重点的に取り組んでいく必要がございます。そうしたことから、昨年 4 月に障害者就労相談センターの機能を見直しまして、障害者の方への支援から中小企業への支援、就労支援機関への支援を主体とすることといたしまして、名称につきましても障害者雇用促進センターへと変更したものでございます。

亀井委員

前身であります障害者就労相談センターですが、これはいただいた資料を見ますと、平成 24 年から 27 年までの利用者数、大体 500 人からだんだん減っています。数が出ておりまして、さらに就職者数も 140 人弱からだんだん減っているのですが、利用されている方もいらっしゃるということですね。こういう方々、これから見込みとして利用されるということが見込まれるような方も含めて、この方々に対しての対応はどうされるのですか。

雇用対策課長

障害者就労相談センターを見直しまして、障害者雇用促進センターにいたしますときに、まず新規の就労相談については、就労支援についてはもう基本的に平成 29 年 4 月からはやっていかないということで整理をさせていただきました。そうはいいましても、それまでに継続して御相談していただいている方々などはいらっしゃいますので、経過措置といたしまして、今年度はそういった方々につきましては、就労支援などを行いながら、今年度中に就労支援等が終了しない方につきましては、就労支援機関であります障害者就労生活支援センターなどに引き継ぐということで、やってございます。

亀井委員

是非そういうところを丁寧に行っていただきたいなと思います。そういう方々は県の就労支援機関を利用して、さらに就職も決めていると、また就職が決まらない途中の方もいらっしゃるわけで、是非丁寧にしていただきたいと思っております。

次にですが、この障害者雇用促進センターでの取組なのですが、本年度の取組状況についてどのような形になっていますでしょうか。

雇用対策課長

今年度の障害者雇用促進センターの取組でございますが、まず神奈川労働局、ハローワークと連携いたしまして、法定雇用率の達成に向けまして雇用率未達成の中小企業を個別訪問いたしまして、啓発や助言を行ってございます。具体的には、特に雇用が進んでいない従業員100人未満の中小企業を中心に訪問しておりまして、障害者雇用制度の説明や雇用事業支援策の情報提供、助言等を行ってございます。職員5人が担当しておりまして、今年度は650社を目標に訪問しているところでございまして、1月末現在で570社を訪問しているところでございます。

このほか企業からの要請に応じまして、その企業のニーズに応えた出前講座を実施しておりまして、こちらが本年1月末現在20回実施しておりますほか、このほかに企業向け就労支援機関向けの研修なども実施してございます。

亀井委員

今まで企業訪問を行ってきて、企業の取組状況とか反応はどうか。

雇用対策課長

訪問した企業における取組状況の反応でございますが、訪問した企業のうち、おおむね約2割の企業は訪問した時点で既に障害者を雇用していたりとか、または既に求人を出しているところであるなど、障害者雇用に積極的に既に取り組んでいるという状況でございました。一方で、全体の約2割の企業は、取り扱う業務が障害者の方にはなじまない、経営上の理由から新たな雇用は困難であるといったことなどから、障害者雇用に取り組むことができないというような反応でございました。

このほかの約6割の企業さんですが、そちらにつきましては、障害者雇用の必要性は理解しているが、障害の特性がわからない、どのように雇用を進めてよいかわからないなどの理由から、具体的な取組に踏み出すことができないという、こういった状況でございました。

亀井委員

今のお話で2割の企業に関しては雇用しているとか、もう積極的に求人を出しているということで、残り2割は経営上の理由によりであるとか、もちろんなじまないとか、そういうこともあると。6割に関しては具体的に考えていないという、これから皆さん方がしっかりと啓発しないといけないのかなと思うのですが、要するに8割の企業がまだこれからの状況にあるのですが、この8割について、県として具体的にどのように対応していきますか。

雇用対策課長

まず、約6割の企業のほうでございます。雇用の必要性は理解しているが、具体的な取組に踏み出せないというような企業でございますが、こういった企業につきましては、まず初回の訪問におきまして、繰り返しになりますが、障害者雇用の必要や法制度、あるいは雇用事例などを情報提供いたしまして、検討を促してございます。

そうした中で、社内で検討してみるのもので、その状況に応じて再度訪問して、

アドバイスをしてほしいといったような企業が比較的多い状況でございますので、そういった企業につきましては、社内での合意がとれた後、改めて訪問をすることといたしまして、そういったことから、順次連絡をとりまして、再訪問を行っているという状況でございます。

また、中には初回訪問をした際に、障害者をちょうど雇用したいと思っていたところだが、計画的なプランが立てられないので困っていたというようなことから、比較的すぐに再訪問いたしまして、仕事のつくり出しや障害への理解など、求人に向けた流れについてアドバイスをを行ったという事例もございます。

一方、約2割の企業でございます。取り組むことはできないといったような反応をした企業でございますが、こういった企業につきましては、障害者雇用促進法に基づく指導権利を持っています神奈川県労働局と調整の上、翌年度以降、再度訪問したいと考えているところでございます。

亀井委員

そうすると、この8割に関しては、今みたいな対応をするのでしようが、2割の積極的にやっているところというのは、この辺は非常に前向きに捉えられているのかなとも思うのですが、例えば特例子会社のようなものを持っていて、別に何の苦労も要らないという言い方はおかしいのだが、要するにそういうところの施設があるので、順次そういうところが用意されているから大丈夫だよという話なのか、それともすごい工夫をされて、要するに障害者の方も雇用されているのか、もし工夫されているのだったら、どんなことを工夫されているのか、そういうものをお尋ねしたいのですが。

雇用対策課長

既に障害者を雇用していたり、また求人をしているところであるなどの約2割の企業でございますが、まず、障害者雇用促進センターが訪問しておりますのは、法定雇用率未達成の中小企業ということで、基本的には特例子会社を持たれているようなところはございません。特例子会社を持っているところは、基本的に大企業が中心になります。そういった中で、やはり中小企業、特に100人未満の企業を中心に訪問している中で、既に雇用に取り組んでいるということでございます。

具体的な事例はいろいろあるかと思うのですが、やはり雇用するに当たっては、障害者の方に担っていただく仕事のつくり出しと申しますか、どのような仕事を担っていただくのかということについて検討して、工夫しながら取り組んでいたりという、そういった事例が結構多いのかなと思っております。

亀井委員

常にそういうところも精査して、非常に参考事例になるところもあるし、是非これからの企業訪問の中の一つの参考事例というか、そういうものを持っていただいたほうがいいかなと思ってお聞きしました。

次に、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定に入るわけなのですが、今後身体障害、知的障害、精神障害、この三つの障害があって、中において発達障害とか、高次脳機能障害そういうところも、実は就職したいという人がいっぱいいるわけです。そのときに、これから法定雇用率が一般企業で2.0%から2.2%に上がるということもあって、これに関して例えば、この身体とか知

的とか精神というのは、若しくは発達障害とか、これは算定基準には入らないとはいえ、この割合というか県としてどのような、これからこの2.0%から上がっていくときに、取組としては力配分というか、そういうものを考えていらっしゃいますか。

雇用対策課長

基本的には、どんな障害をお持ちの方でも企業で就労していただけるように雇用を促進していきたいと考えているところでございますが、県内の障害者雇用の状況を見ますと、やはり既に雇用されている障害者の方の中に占める精神障害者の方の割合が非常に少ないということもありまして、これからは精神障害者の方が法定雇用率の算定基礎に加えられるということもありまして、今まで精神障害者の方の雇用に踏み切れなかった企業さんもありますので、精神障害者の方の雇用と職場選択に力を入れていく必要はあるかと思っております。

それから、発達障害につきましても、やはり発達障害というだけでは雇用率に入りませんが、例えば精神障害者保健福祉手帳を取得すれば、精神障害者として雇用率に算定できるということもありますし、やはり障害の種類にかかわらず、きちっと就労できるように支援させていただくという中で、発達障害についても特にまだまだ理解がされていないというところがございますので、理解を求めることなどにつきましても、取り組んでいく必要があると考えております。

亀井委員

是非今おっしゃっていただいた発達障害の方、また高次脳機能障害の方々も含めて、就職のほうに力を是非お貸しいただければなど、そのように思います。

今、課長がおっしゃっていただいた精神障害の就労に関してなのですが、いただいた資料によると平均勤続年数というのは大体4年3カ月ぐらいと書いています。このままでは法定雇用率のアップに伴う達成というのは、難しいということと、この精神障害者に対しての定着支援なのですが、これは企業側からのサイドと、この精神障害のそういう方々に対してのフォローアップの仕方というか、要請があると思うのですが、それに対してはどのように考えていますか。

雇用対策課長

まず、精神障害者の方への定着支援ということで、精神障害者御本人に対する支援でございますが、これにつきましては、特に精神障害者の方ということに限らないのですが、障害者御本人に対する支援といたしまして、障害者雇用促進法に基づきまして県が指定し、就労支援については国が、生活支援については県の保健福祉局が業務を委託しております障害者就業生活支援センターという機関がございますが、これが県内に8カ所ありまして、この障害児就労生活支援センターが中心になりまして、障害者への就労、職場定着の支援を行っているという状況でございます。

一方で、企業側へのアプローチでございますが、一つはやはり障害者雇用促進センターの取組といたしまして、企業に対して障害特性の理解や、職場での障害者への必要な配慮などに関する出前講座を行う中で、企業さんのほうで精神障害についてもきちっと理解をしていただき、必要な配慮ができるように支

援をしていくということがございます。それから来年度からの新たな取組といたしまして、既存の補助金を見直しまして、雇用してから1年以内の精神障害者の方を1人以上雇用する従業員100人未満の企業が障害者の方をサポートする職場指導員を設置する場合に補助をすることなど、そういった形で企業における精神障害者の職場定着を支援していきたいと考えております。

亀井委員

わかればいいのですが、法定雇用率の算定期には、実は障害者の方が就労していたのと、少したったらやめてしまって、また次の年になってこの法定雇用率算定期の近くになってまた雇用すると。要するにその時期だけ雇用するというような事例って、嫌な質問なのですが、そういうことって考えられるのですか。

雇用対策課長

その辺の詳細は、神奈川労働局のほうで調査をしておりますので、こちらでは把握はしていない状況でございます。ただ、障害者を解雇する場合には、障害者雇用促進法に基づきましてやはり国のほうに届け出ることが必要となっておりますので、全くわからないままそういったことが起こるのかどうかというのは、こちらでは何とも申し上げられない状況でございます。

亀井委員

解雇ではなくて自わからやめてしまうという場合はどうですか。

雇用対策課長

自わからやめてしまった場合に、またそれをその企業さんで雇用されるということはあり得るかとは思いますが、一応雇用率に算入できる障害者は、1年を超えて雇用する見込みがあるか1年を超えて雇用されているというような条件がありますので、そのあたりを神奈川労働局のほうでどのように判断されるかということもあるかと思えます。

亀井委員

これから法定雇用率を達成しようと思って、皆さん方に頑張っていただくのですが、それとともに私、この障害者雇用で一番大事なキーワードは定着支援だと思うのです。定着しなければ雇用率を達成しますというと、私みたいな考え方というか、考え方を持った企業の経営者に、法定雇用率は達成しているのです、と。だけど、全然定着のことをやっていません、定着率は関係ない等と、心の中でそう思うてしまうということがあろうと思うので、是非県としてはこの定着率という数字をつくるべきだと思うのですが、いかがですか。

雇用対策課長

どのように把握をしていくかという課題があるかと思えます。平成30年4月から障害者総合支援法に基づきまして、新たに定着支援サービスというのが、障害福祉サービスとして位置付けられることになってございます。そういった中で、障害福祉関係の計画のほうで、定着率の目標なども定めるようなことも伺っておりますので、そういったところと連携しながら、どういった形で把握ができるのか、検討をさせていただきたいと考えております。

亀井委員

是非神奈川労働局のほうともうしっかりと連携をとっていただいて、その辺

の定着支援に関しては、是非もっと積極的に使っていただければなど、そのように思います。

次なのですが、障害者の方を雇用しました。雇用して働いてもらいますということなのですが、私は定着支援というキーワードとともに、この障害者雇用に関しては、もう一つ大事なキーワードがあって、それは障害者の方々のスキルアップだと思っているのです。ステップアップというか。要するに、同じルーチンの仕事をずっとしていると、雇われている障害者の方々も飽きてきてしまつて、もうつまらないからやめるということもあるでしょうし、ルーチンな仕事ばかりだと、雇用する企業としても、実はそれはもしかしたら我々の手を少しずつ使えば、このくらいの作業はできるという考え方を持っていると、積極的に雇用のほうに足が向かないというか、力がそがれないということがあると思うのですが、そういうことが大事だと思うのですが、まず我々の代表質問で質問させていただいたチャレンジオフィスという考え方が県のほうにあると聞いたのですが、チャレンジオフィスとはどういうことでしょうか。

雇用対策課長

本会議でお答えさせていただきましたチャレンジオフィスでございますが、こちらにつきましては、民間企業への就労へつなげる目的で、精神障害者や知的障害者を非常勤職員として県が雇用し、事務補助や軽作業等に從事してもらおうというような形で使わせていただいております。

要は、行政が障害者の方を一時的にといいますか、民間企業への就労へのステップ、一つのステップとして雇用いたしまして、そこで訓練ではないのですが、民間企業に就労できるような生活習慣も含めて訓練をしてスキルを身に付けていただいて、一定期間たった後に民間企業へ就職していただこうと、こういった考えのものでございます。

亀井委員

そうすると、これというのは、基礎を習得して企業へのソフトランディングをするというところでよろしいですか。

雇用対策課長

基本的にはそういうことでございます。特に精神障害者の方などは体調管理などがうまくいなくて、一般企業へ就職しようとしたときに、例えば毎日朝起きて通勤して一定の仕事をする、あるいは体調が悪いときに体調が悪いと言って表現をする。そういったことができずに就職につながらないということもお聞きしていますので、行政で一度就労していただいて、そういった職場での生活に慣れていただく。そういった基礎、職場での仕事をするに当たっての基礎を身に付けていただいて、その上で民間への就職をしていただく、そういうことを考えてございます。

亀井委員

これに関しての最後の質問なのですが、今課長がおっしゃっていただいたように、私が申し上げたように、そういう研修をした後に、各企業に対してのソフトランディングをするためのチャレンジオフィスだよということですが、そういう人たちが就職した後に、私が冒頭申し上げたその方々がそこでステップアップをする、スキルアップをするということに関しては、県としてはもう雇

用したからいいよという話ではないと思うので、その辺のところに関しては、第2弾的には、次の段階でどのように考えていますか。

雇用対策課長

まだこのチャレンジオフィス自体が、人事課のほうで検討中のものではないので、このチャレンジオフィスで雇用した職員はということに限ってではないのですが、委員おっしゃるとおり、民間企業に雇用をされても、ただ雇用されただけでステップアップも図れないというようなことでは、御本人のモチベーションも上がりませんし、雇用された企業さんのほうも生産性の向上につながらないということで、お互いにメリットがないことであると考えております。

そういった中で、現在では例えば障害者雇用促進センターが出前講座を実施等する中で、やはり企業に対して普及啓発を行いまして、ただ雇用をするだけではなく、そういった障害者の方が十分能力が発揮できるような環境整備、指導などについて普及啓発を行っているところでございます。

亀井委員

何回も申し上げますが、この障害者雇用に関してのキーワードは、定着支援とスキルアップだと。スキルアップに関して、今課長の御答弁をいただきましたが、まだまだそんなのではステップアップ、スキルアップの段階ではないなと思うのですよ。訪問してとか出前講座でとか、そういうレベルではなくて、もうしっかりと雇用していただいた、その障害者の方に寄り添っていただくことを要望して、この質問は終わります。

次の質問ですが、市町村と連携した企業誘致の取組について何点かお聞きしたいと思います。

企業を誘致する目的は、県内企業に発注の機会を提供するとともに、地域に雇用の機会を提供することにより、地域の活性化を図ることにあると認識しております。つまり、企業誘致や人口移動による社会増に寄与する有効な方策であり、人口減少期に入った、例えば横須賀とか三浦地域や県西地域にとっては、期待も大きいと思います。無論企業誘致は県だけで行うのではなくて、地元市町村の役割も大きいと思いますので、そこで市町村と連携した企業誘致の取組について、何点かお聞きしたいと思います。

県では県内の市町などと神奈川県企業誘致促進協議会という組織をつくっておるのですが、その組織はどんな組織なのでしょう。

企業誘致・国際ビジネス課長

組織の構成でございますが、横浜、川崎、相模原など24の市町に加えまして、横浜銀行と県が構成員となっている組織でございます。

亀井委員

どういことをやるのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

企業誘致促進協議会の活動でございますが、大きく分けて三つの活動をしてございます。

一つ目でございますが、優れた立地環境にあるような分譲開発中の工業用地、研究所・研修所用地等を地域産業プロジェクトということで指定をさせていた

だいて、現地への案内などを行ってございます。

二つ目ですが、会員市町の優遇制度の案内をやってございます。各市町でも補助金や融資あるいは都市計画税や固定資産税の減免など、企業を誘致するに当たっての支援策がございまして、それを県の支援施策などと併せてパンフレットにして、近所の皆様にお配りをするなどしてございます。

三つ目でございますが、メールマガジンによる企業誘致関連情報の発信ということで、おおむね月1回程度企業誘致に関わります情報や、企業が活用できる支援策、企業向けの各種セミナーなどの情報について、御登録いただいた企業に発信をさせていただいているところでございます。

亀井委員

今お答えいただいた中での地域産業プロジェクトというのがありましたが、どのように選定されるのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

地域産業プロジェクトの選定ということでございますが、各会員の市町から公的なプロジェクト案件や大規模な用地などについて募集をいたしまして、選定基準に合っているかどうか確認をした上で、各会員が出席する協議会の総会に諮って決定をしております。

具体的な選定基準でございますが、まず面積基準として対象区域全体が2ヘクタール以上であること、これに加えまして対象地域の基準として、例えば県や市町村が総合計画等において産業集積の促進を図る地域として指定しているとか、あるいは県または市町村が税の不均一課税、あるいは減免を行うことによつて、産業の集積の促進を図るエリアにしているとか、こういった一定の基準を定めまして、この基準を満たすかどうかを確認させていただいております。

亀井委員

地域産業プロジェクトの誘致実績というのは今どんな感じになっているのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

地域産業プロジェクトでございますが、それぞれ指定をいたしましたプロジェクトの誘致の状況により入れ変わりますので、これまで指定してきた地域産業プロジェクトへの平成6年からの累計で申し上げますと、地域産業プロジェクトには累計で104件誘致ができてございます。このうち現在指定しております五つのプロジェクトがございまして、その誘致実績ということで申し上げますと、西湘テクノパークが12件、山北産業プロジェクトが4件、横須賀リサーチパークが9件、三崎漁港、それからツインシティ大神地区、それぞれ0件となっております。

亀井委員

西湘が12件、山北が4件、横須賀9件、三崎とツインシティに関しては0件という状況ですね。

これは例えば全部一つ一つ聞くのも時間がないので、例えば三崎漁港の二町谷地区は0件とおっしゃっていましたが、これは何で平成6年からやられているのに0件なのですかね。



企業誘致・国際ビジネス課長

この二町谷地区でございますが、もともとの経過といたしまして、三浦市の下水処理場の用地及び水産振興を図る事業用地ということで、埋め立て造成されたものでございます。したがって、具体的にいいますと、水産業者や水産流通業者さんがお使いになる土地ということになりますので、そういう利用制限がかかっているということで、誘致が進まなかったものと推察しているところでございます。

亀井委員

市町村と連携した企業誘致という形での問い掛けなので、これは三浦市とどのように連携しているのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

具体的に三浦市ということではございませんが、神奈川県企業誘致促進協議会として、東京都や県内で開催されます大規模な展示会等に出展ブースを出させていただいて、そこで神奈川県企業誘致促進協議会の取組ということで、例えば今お話の地域産業プロジェクトの御紹介や、市町村の各種支援策の御紹介などを行わせていただいてございます。

さらには、企業の進出相談があるような場合につきましては、企業が例えば三浦市に進出を御計画されていれば、御相談があれば、この用地の御紹介をさせていただくような形での対応はさせていただいておりますし、今のところ0件となっておりますが、一般的な言い方を申せば、企業から御相談があった際には、県と市でプロモーション活動を行う、その企業と一緒に行って、県の支援策、それから市町の支援策の御紹介をさせていただいて、そこに来ていただくようにプロモーション活動を行うなどをやっております。

亀井委員

三浦市との連携はそういう形なのかなと思うのですが、例えば同じ県の中で、例えば今これは水産振興の用地なのだよと、課長にも御答弁をいただいたので、例えばうちの水産課との連携とか、あとは、ここには東部漁港といって、環境農政局の出先があるわけです。そういうところとも連携していかないといけないと思いますが、具体的にどのように連携しているのですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

それぞれ今お話の県の出先機関と申しますか、県はそれぞれの例えば漁港の管理や、そういったことをやるセクションでございまして、私どもの企業誘致という部分では、今のところ特段の連携調整を図っていないところでございます。

ただ、この二町谷地区に限らずですが、例えば三浦市の水産事業者さんが海外展開をしたいというようなときなどについては、水産課からの御紹介等もさせていただいて、私どものほうで海外展開を支援させていただくような取組もさせていただいているところでございます。

当該地に限ってということですが、今のところ事業者さんからの利活用の要望等が、私どものほうに届いてこないというところもございまして、今現状では誘致の件数としては0件となっております。

亀井委員

海外進出の話は置いておいて、ここの土地が本当に空いていて、以前米軍のヘリコプターが不時着したのですよ。そうしたら、やっところは役に立ったよと皮肉を言う人がいた。そんなことで役に立ったってしょうがないわけで、企業誘致のためにこういうだだっ広い土地が空いているわけだから、是非そこはもっと積極的に連携をとっていただきたいのです。

例えば、この三浦半島の先端って、すごく風光明媚なところではないですか。例えば観光課のサイドとか観光部局の方々としっかりと連携をとって、この辺のところを有効活用しようという連携もとられているのですよね。

企業誘致・国際ビジネス課長

当該地をどのように利活用するか、そういうことに関しましては、まずは土地を所有している三浦市がどのように利活用したいかということに大きく関わってくる問題かと認識してございます。

市でも当然のことながら、利活用が進まないというようなことから、市に確認したところでは、平成27年度に三浦市地域再生計画策定事業というのに取り組んでいる中で、その二町谷地区の利活用を推進するための検討なども始めていると聞いてございます。この結果ということだろうとは思いますが、平成28年度になりまして、二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクト事業者提案募集というのを市自体が行ってございます。もともと、先ほど御答弁させていただきましたように、二町谷地区の埋立地のほぼ全体が水産振興に関わるものだったのですが、水産振興に関わる利用を一部に限定して、その他の部分については海業に関わる多目的利用に利活用しようということで、事業者の公募を行っております。

現在その応募された事業者と市が調整中ということでございまして、今はその様子を見守っているというところでございます。

亀井委員

この三浦市というのは、皆さん御承知のとおり消滅可能性都市といわれていて、市の提案を待っているというスタンスは、消極的すぎるかなと思うのです。だから、県も市と一緒に是非積極的にこの企業誘致に働いていただきたいというか、是非積極的に打って出ていただきたいなと思うので、是非ここは市と連携をとっていただきたいと、そのように思います。是非お願いします。

次に、この三浦半島のことでもう一つあるのは、横須賀リサーチパーク、ここは9件企業が入っているということなのですが、あとどのぐらい企業が入る余地がありますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

現在分譲している土地でございまして、4カ所と承知をしております。

亀井委員

同じ質問なのですが、横須賀市とどのように連携していますか。

企業誘致・国際ビジネス課長

先ほども申し上げましたが、企業さんから例えば横須賀で事業展開をしたいというようなお話をいただいた際には、横須賀市の職員と一緒に私どもと企業を訪問させていただき、いろんな支援策を御紹介させていただく。さらにはこ

この横須賀リサーチパークへの誘致にふさわしい事業者であれば、まずこういう事業用地を御紹介させていただいた上で、先ほど申し上げたようなプロモーションを展開させていただくというようなことで誘致を進めているものがございます。

亀井委員

観光産業とどのように連携していますか、といっても、さっきの答弁を繰り返されるのはわかるので質問はしないでおくのですが、この主な進出企業等と書いてあるところを見ると、例えば日本電気・NECとか東京大学、京都大学とか、伊藤忠、テクノソリューションズとか京急サービスとか、あとはKDDIとかソフトバンク、富士通とか、そうそうたる企業がここに誘致をされてきていて、もしかしたらもう撤退しているかもしれませんが、来た経過があるのですね。

私は以前からずっと言っていて、この横須賀のYRPとさがみロボット産業特区がもっと連携してやるべきではないかと。だから局長にも何回もお話した経緯があります。是非単体で非常に企業誘致が難しいのであれば、そういうところと連携すべきだと思っているのですが、このさがみロボット産業特区との連携状況というのはどうなのですか。

産業振興課長

ロボット特区を進めるに当たって、産業特区の協議会というのを設けてございます。基本的には指定を受けている10市2町の中のメンバー、市町村や商工会議所になっているのですが、YRPにつきましては、オブザーバーとしてYRP研究開発推進協会というものに御参画をいただいて連携をとっている、そういう状況になってございます。

亀井委員

オブザーバーとしてやっているのはよく知っております、昔からそうなのですが、この中で連携して企業、ICTに関してはYRPの地区でできるような企業なのですか。今後どうやって進めていくのですか。

産業振興課長

その他横須賀市さんも当然オブザーバーに入っております。まだ具体的には申し上げられないのですが、個別にここは特に委員おっしゃるとおり通信技術でかなり先進的な研究をされておりまして、今具体的に連携のお話も来いますので、個別にその辺のプロジェクトを私ども参加させていただいて連携を深めていきたいと考えております。

亀井委員

同じ質問を副局長、いかがでしょうか。

産業労働局副局長

今、委員のほうからお話があった点については、もともとYRPと通信環境を結びながらプロジェクトベースで実証を通じてお互いにウインウインになるような、そういう環境をつくっていきたいということで進めてきました。そういった中で、これまでも委員御承知のとおり救急車、横須賀市のほうの救急車をYRPの技術を使って、そして搬送される途中で、もうその段階からどういう臓器にどういう傷が入っているのだとか、そういうのを調べようというよう

なこともほかの自治体、県央・湘南の自治体ではなく、横須賀市そしてY R Pと組んでこれまで実証等を進めてきました。

今、課長のほうからはまだ具体的に申し上げられないという話をさせていただきましたが、今有望な話としては自動運転、それからドローン、その関係を内々でいろいろ調整をさせていただいておまして、そういったプロジェクトをY R Pの中の企業と組んでプロジェクト化していく、そういうような形の取組を強化していきたいと考えております。

亀井委員

セレクト神奈川100の今現在の件数は71件あったのですね。だから残りの29件をこの横須賀・三浦とか県西の地域のこういう指定された地域産業プロジェクトの中に、しっかりと投資をするように29件お願いしますといっても難しい話だと思うのですが、その辺のところはどうですか。

企業誘致・国際ビジネス課長

確かにいろんな企業のニーズもございますので、そのニーズに企業誘致の立場としては沿うということも一つございますが、それぞれの地域の特徴ある取組というのを、あるいは地域の特性というのをきちっと説明する中で、むしろそういう地域を選んでいただけるような企業に積極的にプロモーションを掛けていくということは、今後も努力をしてまいりたいと思っております。

亀井委員

是非企業誘致をしっかりとやっていただきたいのですが、先行会派の方もおっしゃっていましたが、三浦半島とか県西のほうには企業の誘致が進まないのだと。そうすると横浜、川崎は放っておいても企業誘致される、企業が進出してくるので、そうすると企業誘致自体は非常にいいことなので、進めていただきたいのですが、それによって神奈川県としては二極化がもっと進んでしまうと、格差が広がってしまうと神奈川県全体としては余りいい方向にはいかないと思うので、是非そこを踏まえていただいて、これからもお願いします。

では、最後の質問なのですが、外国人観光客の誘致について何点かお聞きをしたいと思います。

海外には今エンターテインメントを含めて夜の経済を活性化するナイトタイムエコノミーというのに取り組んでいます。多くの経済効果と雇用を生み出していると聞いているのですが、このナイトタイムエコノミーってそもそも何なのでしょう。また、我が国としてはどのような動きをされているか、確認させていただきたいと思っております。

国際観光課長

ナイトタイムエコノミーにつきましては、先進事例といたしまして、有名なのはロンドンでございます。今ロンドン市長がまちのナイトライフの振興に取り組むナイトメイヤーというのを指定しまして、例えば夜バーやクラブ、劇場、あと交通機関、こういったものを、人が日中に行っていることを変わらず夜も同じように行えるような、そういった取組をしております。それによりまして、観光客の誘致、また地域のまちの夜間経済の発展、多様化、こういったものを目指している取組でございます。

また、我が国の動きですが、平成28年3月に策定しました明日の日本を支え

る観光ビジョンの中で、2020年まで訪日旅行消費額8兆円を目指すと、そういう目標を立てております。また、昨年の秋から、楽しい国日本の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議、こういったものを立ちあげまして、夜間の経済活性化などについても議論を行っているところでございます。

亀井委員

本県以外で、このナイトタイムエコノミーをしっかりと推奨して、もう今先進的に走っている都道府県というのはあるのでしょうか。

国際観光課長

我が国におきましては、ほかの自治体もそうですが、これからというところが正直なところでございます。他県の事例といたしましては、まず東京都が夜間観光の振興を目指す調査費として平成30年度予算案に5,000万円を計上しております。外国人旅行者がどのように夜を楽しんで期待するのか、また足りないものがあるのか、そういったものを調査しまして結果分析をして、夜間も楽しめる観光ルート、こういったものをホームページに発信するというのを計画していると聞いております。

また、大阪府になりますが、御堂筋のイルミネーションなどを実施している実行委員会組織、官民協働の実行委員会組織がございまして、ここへの負担金を支出している。これは平成25年度から行っておるといふほか、平成29年度からは、主にインバウンド観光客を対象とした夜間公園等のナイトカルチャー事業に取り組む事業者に対する補助金、これは上限500万円になりますが、それを平成29年度から設けている、そう把握しております。

亀井委員

ナイトタイムエコノミーを推進することについて、本県としての考え方を確認させてください。

国際観光課長

外国人観光客が増加し、夜の観光資源に求めている声というのは多く聞かれているところでございます。ナイトタイムエコノミーに取り組むこと自体が、多くの消費を生み出すとともに、経済効果を高めてくれる手段として有効な手段の一つであると考えております。

一方で、この成果を最大限、かつ持続的に見るためには、エンターテインメントや宿泊のこういった事業者の方からの大規模な投資や、また先ほども申し上げましたが、交通機関の夜間運行など、行政の取組だけにとどまらず、様々な民間事業者の方から協力、取組というのが欠かせないと考えております。

また一方で、観光客の方が深夜までいらっしゃるといふことの、その騒音であるとか治安の問題、また昨今人手不足の中、夜間営業に伴う賃金であるとかコストが増える、こういった問題に加えまして、やはり働き方改革の流れにも逆らうというような、一方でそういった側面もあることから、やはり地域住民や事業者の方々の理解、協力を得ながら、課題解決ということも必要となると考えております。

県といたしましては、今後も引き続き国の動向を注視するとともに、本県がやっております神奈川県観光魅力創造協議会、こういった場で民間の方々の御意見も伺いながら、神奈川県内でどのような取組が可能なのかということ

検討していきたいと考えております。

亀井委員

インバウンドで来る外国人の方々のメリットもあるし、今住んでいる方々のメリットも考えなければいけないので、難しい選択というか、設置に関していろいろ頭をひねらなければいけないこともこれからあると思うのですが、今おっしゃっていただいた立地の問題とか、交通機関の問題、人の流れ、あとはある雑誌には、昼と夜で同じ資産で二毛作と書いていました。要するに昼も使って夜も同じ資産を使って、そこでしっかりとお金を落としてもらいましょう。そしてインバウンドで来られた方々、外国人の方々に関しても楽しんでもらいましょうということも含めてなのです。

そうすると、今課長がおっしゃっていただいたことを勘案すると、具体的にどういうところでどういうことができると思いますか。

国際観光課長

先ほどの答弁の繰り返しという部分にもなるかもしれませんが、このナイトタイムエコノミーについては、例えばロンドンの事例も踏まえても、観光需要、ここだけの側面ではなく、地域の夜間経済であるとか、またナイトライフ、こういったものをどう変革していくのかと、そういったことが示されているのかと思います。観光サイドでいえば、やはり夜に皆さんが興味を持って集まっていただく拠点をつくっていく。そのためには行政も当然支援はしていきますが、やはり民間の方のアイデアとか資金、こういったものを活用して、それで外国人目線でやはり皆さんが集まっていただけるような、そういったものをこの神奈川県の中につくっていくことを見付けていければと考えてございます。

亀井委員

非常に漠とした答弁で、具体的に報告してもらいたかったのですが、厳しいのかもしれませんが、是非今後、神奈川県観光魅力創造協議会ももちろんそうですが、いろんな民間の支援も活用しながら、次にまた聞きますから、予算委員会もありますし、いろんな場所でいろんな聞き方もできると思うので、是非今みたいな漠としたことでなくて、具体的にどこで何ができるのかということ、是非これからしっかりと検討していただくことを要望して、質問を終わります。